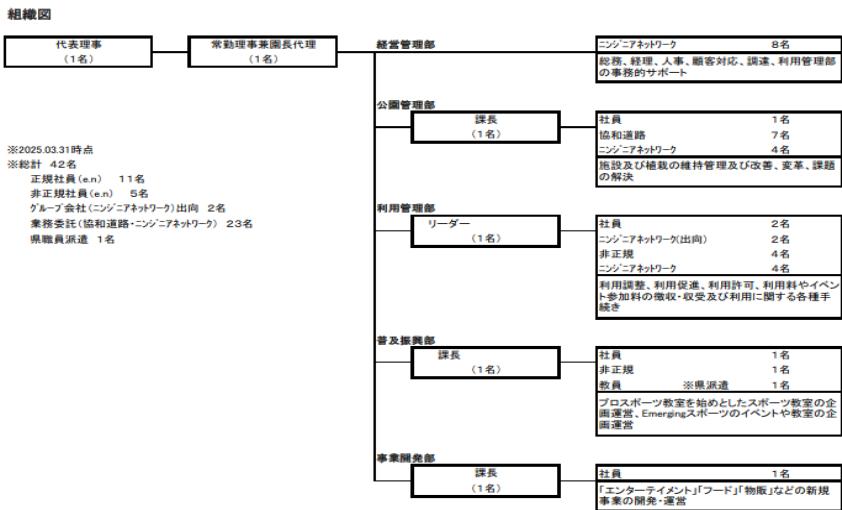


# 令和6年度指定管理者運営状況検証シート

## 1 施設名等

施設名 (設置年月日)	愛媛県総合運動公園 (昭和55年5月15日)	所在地 電話 HP	愛媛県松山市上野町乙46番地 089-900-0870 <a href="https://tobemori-seeds.com/park">https://tobemori-seeds.com/park</a>
県所管課	土木部道路都市局都市整備課	指定管理者の名称	TOBEMORI SEEDS
指定期間	令和6年4月1日～令和11年3月31日(5年間)	利用料金制	○ あり なし

## 2 施設の概要と指定管理者が行う業務等

設置目的	県民のスポーツ振興を図るために、県内スポーツの中核となる陸上競技場や体育館などの各種運動施設を整備するとともに、幅広いレクリエーション活動に対応するため、キャンプ場や子供広場などの各種余暇活動施設を設置	施設の外観
施設内容	主要施設 ○陸上競技場33,590m <sup>2</sup> ○体育館9,046m <sup>2</sup> ○テニスコート16,660m <sup>2</sup> (うち屋根付テニスコート1,354.5m <sup>2</sup> ) ○辅助競技場19,300m <sup>2</sup> ○球技場19,920m <sup>2</sup> ○弓道場1,704m <sup>2</sup> ○相撲場8,000m <sup>2</sup> ○多目的広場12,320m <sup>2</sup> ○キャンプ場5,000m <sup>2</sup>	
指定管理者が行う業務	次に掲げる業務 ①運営に関すること。 ②愛媛県立都市公園条例第6条の規定による利用の禁止又は制限に関すること。 ③利用の許可に関すること。 ④利用に係る料金の収受に関すること。 ⑤利用者への便宜の供与に関すること。 ⑥利用の促進に関すること。 ⑦施設、附属設備及び備品の維持管理に関すること。 ⑧その他知事が定める業務	
施設の管理体制	<p>組織図</p>  <p>※2025.03.31時点 ※総計 42名 正規社員(e.n.) 11名 非正規社員(e.n.) 5名 グループ会社(ニジニアネットワーク)出向 2名 業務委託(協和道路・ニジニアネットワーク) 23名 県職員派遣 1名</p>	

令和7年3月31日現在

### 3 検証のための指標の推移

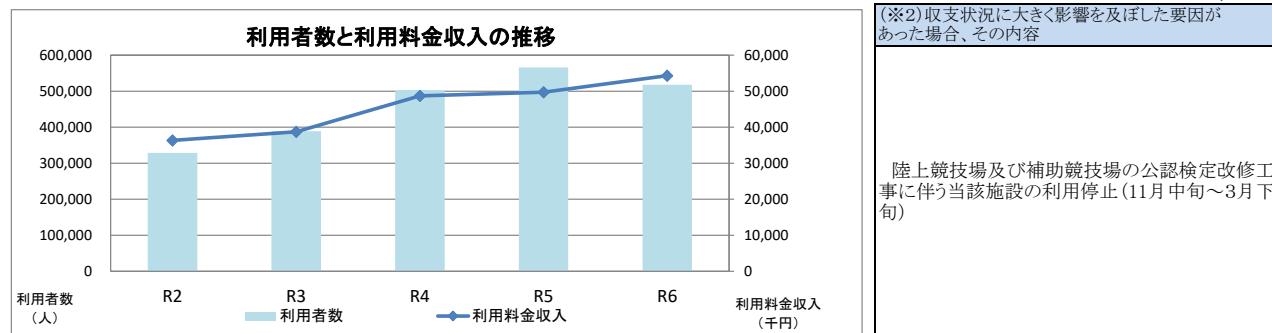
#### (1)利用者数

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年 間 利 用 者 数	328,772 人	389,163 人	503,150 人	565,934 人	517,881 人

#### (2)収支状況

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収 入 ( A )	254,905 千円	266,330 千円	278,602 千円	297,089 千円	306,078 千円
委 託 料	193,044 千円	191,511 千円	191,511 千円	219,788 千円	236,500 千円
委託料(補正額)※	13,682 千円	22,998 千円	21,632 千円	千円	千円
利用料金収入	36,347 千円	38,731 千円	48,687 千円	49,694 千円	54,312 千円
その他の収入	11,832 千円	13,090 千円	16,772 千円	27,607 千円	15,266 千円
支 出 ( B )	256,883 千円	266,820 千円	278,739 千円	288,767 千円	304,618 千円
事業費	9,472 千円	10,713 千円	13,351 千円	10,220 千円	84,367 千円
維持管理費	109,222 千円	116,108 千円	124,603 千円	122,461 千円	138,882 千円
人件費	87,095 千円	87,580 千円	81,582 千円	97,393 千円	75,640 千円
その他の支出	51,094 千円	52,419 千円	59,203 千円	58,693 千円	5,729 千円
収 ( A ) - 支 ( B )	▲ 1,978 千円	▲ 490 千円	▲ 137 千円	8,322 千円	1,460 千円

(※)新型コロナウイルスの影響等により、補正予算で増額した委託料を記載



### 4 管理運営の評価

#### (1)提供サービスや利便性の向上のための取組み

指定管理者の自己検証	県施設所管課の検証	評価
<p>○利用者の要望に応えるため、補助競技場の利用時間(夜間)を延長するとともに、利用料金納付や専用利用申込みの期限についてできる限り後ろ倒しを行った。</p> <p>○平日の日中に代表電話への受電対応を一元的に行っているサポートセンターと運動公園との間において、既存のチームコミュニケーションツールに電話連絡に特化したチャットルームを追加導入したことにより、利用者からの電話連絡対応の即時性が向上した。</p> <p>○利用者からの苦情、要望等は、属人的に対応するのではなく、その内容や対応状況を全てのスタッフに共有しており、組織として同じ目線で対応できるように努めるとともに、場当たり的な対応によって特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないよう全スタッフが意識している。</p>	<p>補助競技場の利用時間(夜間)延長や利用料金納付、専用利用申込みの期限等を変更するなど、利用者の利便性向上のために取り組んでおり評価できる。</p> <p>エマージングスポーツの普及促進に努めており、新たな利用者の取り込みに取り組んでいる。</p> <p>サポートセンターの運用については、利用者の利便性が損なわれないよう改善策を講じたところであるが、今後も引き続き対応の即時性向上に努めていただきたい。</p>	B

#### (2)施設の適正な維持管理のための取組み

指定管理者の自己検証	県施設所管課の検証	評価
<p>利用者サービスを円滑に行うため、利用者の安全第一を基本に、施設の日常点検や法定の保守管理業務に加え、各種保守点検及び設備・備品の管理などを次のとおり実施</p> <p>○施設保守管理業務:専門の知識、資格などを必要とする業務は、専門業者に委託し、効果的な保守管理に努めた(日常の点検や軽微な保守管理業務は、可能な限りスタッフが対応)。</p> <p>○保守点検業務:施設・設備のうち、法定点検が必要なもの、また、専門業者による保守点検が必要なものについては、専門業者に委託して保守点検を実施。施設・設備の修理については、緊急性・専門性を要するものが多いため、業者との連絡体制を密にして、早急な修理に努めた。</p>	<p>コンソーシアムの強みを活かし、日々の日常点検、施設・設備の維持管理に努めている。</p> <p>開園から年月が経過し、施設の老朽化が進む中、状況に応じた修繕等を実施できている。</p> <p>今後も引き続き施設の適正な維持管理に取組んでいただきたい。</p>	A

#### (3)利用者からの評価と、意見を反映させるための取組み

指定管理者の自己検証	県施設所管課の検証	評価
<p>○利用者の意見、要望及び満足度を把握するため、すべての施設利用者、来園者にアンケート調査を実施したほか、スポーツ教室参加者及び自主事業参加者に対しても個別に実施した。</p> <p>○このうち、施設利用者アンケートにおける施設やサービスの満足度については、11項目トータルで約90%が「満足・やや満足」と回答するなど、高い評価を得た。これらの調査結果は、管理運営の改善策や事業の企画の検討に活用した。</p> <p>○日々寄せられる苦情や要望等は、チームコミュニケーションツールを活用しスタッフ間で直ちに共有するとともに、月ごとに取りまとめたものをスタッフミーティングで紹介し、意識の統一を図っている。</p>	<p>利用者からのアンケート結果について、施設利用者及び自主事業参加者からサービスの満足度に関する高評価を得ていることは評価できる。</p> <p>特に職員の対応については、アンケート回答者のうち、90%以上が「満足」または「ほぼ満足」と回答しており、評価できる。</p> <p>今後も引き続き利用者からの意見を反映しながら利用者に寄り添った対応に努めていただきたい。</p>	A

#### (4) 施設関連情報の発信のための取組み

指定管理者の自己検証	県施設所管課の検証	評価
<p>○施設利用状況(行事実施状況)に加え、共同利用対象施設の開放状況をホームページに掲載し、後者については、利用者の利便性の向上を図るため、きめ細かな更新に努めた。</p> <p>○すべての施設を網羅したリーフレットを作成し、関係者に対する施設案内に活用した。</p> <p>○園内での自主事業の立案に当たっては、メディアに取り上げてもらえるような仕掛けを行うとともに、SNSによる発信にも力を入れるなど、運動公園の露出度アップに取り組んだ。</p>	<p>コンソーシアムの強みを生かした自主事業の積極的な展開により、運動公園の露出度アップに取り組んでいる。情報源が多様化しているなかで、紙媒体や各種SNSを組み合わせて情報発信しており、評価できる。</p>	A

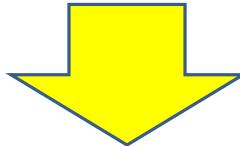
##### 【評価基準】

S…仕様書等で示した基準以上の顕著な成果が挙げられており、指定管理者制度導入の効果が特に認められるもの

A…仕様書等で示した基準以上の成果が挙げられており、指定管理者制度導入の効果が認められるもの

B…仕様書等で示した基準と同程度の成果が挙げられているもの

C…仕様書等で示した基準をおおむね満たしているが、一部工夫や改善を期待するもの



#### (5) 指定管理者制度の導入による効果と課題の検証

県施設所管課の総括
<p>総合運動公園は、Jリーグをはじめとするプロスポーツや、国内最高峰のスポーツ大会の会場として有効活用されているほか、強化合宿として国内外問わず多くの選手団に利用されるなど、本県におけるスポーツの中核拠点としての役割を十分に果たしている。</p> <p>また、維持管理については、利用者が快適に利用できるよう芝生の質の管理や安全に配慮した植栽の維持に努めているほか、一部清掃業務においては障がい者支援施設・団体との連携により雇用機会の促進にも貢献している。</p> <p>令和6年度は指定管理者の変更に伴い、業務フローの見直しや業務の俗人化解消など試行錯誤を重ねた。</p> <p>令和7年度以降は、利用者が快適に施設を利用できるよう、施設の維持管理・利用調整等の業務を適切に行うことはもとより、民間ノウハウを活用した効率的かつ効果的な管理運営・利用促進に期待したい。</p>